

津幡町プレミアム付商品券事業 取扱店舗募集要項

津幡町、津幡町商工会

1 はじめに

津幡町は、消費税・地方消費税引上げに伴う経済対策を目的とした国庫補助金を活用して、町内での消費を拡大し、地域経済を活性化するために「津幡町プレミアム付商品券」を発行します。

つきましては、下記の通り本商品券が利用できる取扱店舗を募集しますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

2 商品券事業の概要

- (1) 名称 : 津幡町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発行額 : 1人あたり購入可能額 25,000円
- (3) 券種 : 1000円券
- (4) 販売価格 : 1冊 4,000円（1冊の内訳：1000円券×5枚の5,000円分）
- (5) 利用期間 : 令和元年10月1日～令和2年2月29日
- (6) 販売期間 : 令和元年10月1日～令和2年2月28日
- (7) 購入対象者 : ①非課税者 ②子育て世帯の世帯主 ※総数6,350人程度を想定
- (8) 購入方法 : 購入対象者へ送付する引換券による購入とし、最大5回までの分割による購入が可能

3 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）。
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- (4) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い。
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い。
- (7) 商品券の交換又は売買。

4 商品券の取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券は津幡町より取扱店舗に承認された店舗で利用できます。
- (3) 商品券と現金との交換は禁止しています。
- (4) 商品券の券面金額に満たない利用であっても、釣銭は出さないでください。
- (5) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の紛失及び盗難に対し、津幡町はその責任を負いません。

5 取扱店舗の参加資格について

津幡町内に店舗、事業所等を有する事業者とします。ただし、次に掲げる事業者は参加できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 前述「2 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- (5) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者

6 取扱店舗の責務等

- (1) 商品券の利用期間中は、所定のステッカー等を利用者の見やすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者から商品券を受け取る際は、見本券と照合し、相違がないことを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに津幡町及び津幡町商工会まで報告してください。
- (3) 商品券の交換や売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (4) 取扱店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責任とします。

7 申込手続

(1) 申込方法

取扱店舗登録申請書により受付します。

この「取扱店舗募集要項」に同意のうえ、「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入し、郵送・FAX 又は持参で提出ください。

取扱店舗登録申請書は、津幡町ホームページからダウンロードできるほか、津幡町商工会窓口でも配布します。

〔提出先〕津幡町商工会

〒929-0326 石川県河北郡津幡町字清水チ 3 2 6 番地 3

TEL:076-288-2131 FAX:076-288-2134

(2) 申込期限

令和元年 8 月 30 日（金）まで **【必着】**

上記期限を過ぎた場合は、取扱店舗一覧等に掲載できないこともありますので、十分にご注意ください。

(3) 取扱店舗の登録

審査のうえ、承認します。なお、申込み内容に虚偽・不備等がある場合は、不承認あるいは承認を取り消すことがあります。

8 換金について

(1) 換金方法

津幡町商工会が別に定める方法により換金を行います。

(2) 換金期間

令和元年10月1日～令和2年3月10日まで【予定】

※換金期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9 取扱店舗の取り消し等

この「取扱店舗募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認を取り消すことがあります。違反により損害金が発生した際は請求することがあります。

10 その他留意事項

(1) この「取扱店舗募集要項」に記載されていない事項は、津幡町及び津幡町商工会までお問い合わせください。

(2) 取扱店舗情報（店舗名称、所在地等）は、商品券が使えるお店（取扱店舗一覧表）としてチラシ等により購入対象者へ広報します。

(3) 登録の申込み及び商品券の取り扱いを行うにあたり要する経費は、取扱店舗の負担とします。

11 問合せ先

・津幡町役場 町民福祉部福祉課

〒929-0325 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

TEL:076-288-2458 FAX:076-288-4354

・津幡町商工会

〒929-0326 石川県河北郡津幡町字清水子326番地3

TEL:076-288-2131 FAX:076-288-2134